

## 広島工業大学地域連携技術研究協力会会則

(名 称)

第1条 本会は、広島工業大学地域連携技術研究協力会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島工業大学を中核とした技術研究を通じて、研究成果を社会に還元するとともに、産学官の有機的な連携を深め、地域の活性化、産業振興及び人材育成等に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 技術協力・支援の推進
- (2) 共同研究開発の推進
- (3) 技術研究情報の相互発信の増進
- (4) 人的及び情報交流の推進
- (5) 行政機関の地域活性化施策への技術協力

(会 員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、別に定める入会手続きを完了した次の会員をもって組織する。

- (1) 法人会員（法人、企業及び団体等）
  - (2) 個人会員（個人事業者及び個人）
  - (3) 特別会員（行政機関、研究機関及び広島工業大学等）
- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
  - (2) 法人が解散したとき。
  - (3) その他本会が会員として不相当と判断したとき。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 数名
- (4) 監 事 2名

2 会長は、広島工業大学学長をもって充て、副会長、理事及び監事は会員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、役員会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 理事は、役員会の業務の運営にあたる。
- (4) 監事は、役員会の会計を監査する。

(運営委員)

第7条 本会に、次の運営委員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 運営副委員長 2名
- (3) 運営委員 数名

2 運営委員は、総会において会員の中から互選する。

(運営委員の職務)

第8条 運営委員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運営委員長は、運営委員会の会務を総括する。
- (2) 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 運営委員は、運営委員会の円滑な運営にあたる。

(任期)

第9条 役員及び運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員及び運営委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。補充された役員及び運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会で推薦し、総会の議を経て決定する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、会員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を決定する。
  - (1) 事業計画及び予算
  - (2) 事業報告及び決算
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他本会が必要と認める事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、年2回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 活動計画及び予算
  - (2) 活動報告及び決算
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他本会が必要と認める事項

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、第7条に定める運営委員をもって構成し、年3回開催するものとする。ただし、運営委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(部会の設置)

第15条 運営委員長は、運営委員会の運営上必要があると認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 運営委員会は、部会を統括し、会員間の交流を及び技術研究の進捗を図る。

(経費)

第16条 本会の活動経費は、会員からの会費及び寄付金等を充てる。

2 会費は、一口以上とし、法人会員にあっては一口年額5,000円、個人会員にあっては一口年額2,000円とする。

3 特別会員の会費は、無料とする。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本会の事務局は、広島工業大学研究・地域連携支援部内に置く。

(雑則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が副会長と協議のうえ、決定する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年9月1日から施行する。